令和８年 11 月
海　事　局
検 査 測 度 課

船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案について

１．背景

本年３月 16 日に沖縄県名護市辺野古沖において発生した船舶転覆事故は、２隻の小型船舶を使用した旅客運送については、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に基づき必要とされている事業登録が行われていなかった。こうした事業登録のない小型船舶による今後の事故被害を防止するためには、船舶利用者において同法に基づく許可又は登録を受けている事業者か否かを識別し、登録等を受けている事業者を選択して利用できるようにすることが重要である。そのため、小型船舶が登録等を受けたものであるか否かについて、船舶利用者から外観上識別しやすくする仕組みを構築する必要がある。

この点、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 42 条第３項に基づき、小型船舶には船舶検査済票を船外から見やすい場所に貼りつけておかなければならないとされているため、船舶検査済票により、登録等を受けた小型船舶であるか否かを識別できる仕組みとすることが、合理的かつ効率的である。

そこで、登録等を受けた小型船舶に貼付する船舶検査済票の塗色について、当該登録等を受けていない小型船舶に貼付するものと異なるものとし、これらを識別できるようにするため、所要の改正を行う。

２．概要

（１）船舶検査済票の様式の改正（第 15 号様式関係）

船舶検査済票の塗色について、右側の船舶番号のアラビア数字の部分は灰地とする。ただし、海上運送法第３条第１項、第 19 条の６第１項若しくは第 21 条第１項の許可又は同法第 20 条第１項若しくは第 22 条第１項の登録を受けた者が当該許可又は登録に係る事業の用に供する小型船舶にあっては、当該部分を緑地とする。

（２）経過措置

この省令の施行の際現に交付されている船舶検査済票については、当該船舶検査済票に係る船舶について次に行われる定期検査に係る船舶検査済票が交付されるまでの間、引き続き使用することができることとする。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和９年１月上旬
施　行：令和９年７月１日（木）